

学校応援基金事業<みやちゅう応援団基金>規則

(名称)

第1条 本事業は「みやちゅう応援団基金」(以下、基金という。)と称する。

(目的)

第2条 基金は、宮の原中学校魅力ある学校づくり地域協議会が地域の学校づくりを行うための資金を適正かつ効果的に活用することにより、保護者や地域住民等の地域の学校づくりへの参画の幅を広げ、併せて宮の原中学校の運営や教育活動等の充実に資することを目的とする。

(活動)

第3条 基金は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 個人、地域団体等を対象とした寄付金の受け入れ
- (2) 宇都宮市立宮の原中学校が行う教育への支援活動

(組織)

第4条 基金の運営のため、みやちゅう応援団基金を置く。

- 2 みやちゅう応援団基金は、みやちゅう応援団基金会員及び監査委員をもって組織する。
- 3 みやちゅう応援団基金は、みやちゅう応援団基金会員の3分の2以上の出席をもって成立し、協議事項は出席委員の過半数の賛成をもって可決する。

(みやちゅう応援団基金会員)

第5条 みやちゅう応援団基金会員は、次に定める者をもってあてる。

- (1) 宮の原中学校魅力ある学校づくり地域協議会委員

(役員及び任務)

第6条 みやちゅう応援団基金に、会長1人、副会長5人、会計2人を置く。

- 2 会長、副会長、会計は、宮の原中学校魅力ある学校づくり地域協議会委員の会長、副会長、会計をあてる。
- 3 会長は、みやちゅう応援団基金を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 5 会計は、基金に係わる金銭の管理を行う。

(監査委員及び任務)

第7条 基金に係る会計を監査するため、監査委員数名を置く。

- 2 監査委員は、PTA 会計監査の者をもって充て、みやちゅう応援団基金会員の承認により会長が委嘱する。

(みやちゅう応援団基金会員・監査委員の任期)

第8条 みやちゅう応援団基金会員及び監査委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(事業年度)

第9条 基金の事業年度は、毎年4月1日で始まり翌年3月31日で終わる。

(支出及び決算)

第10条 臨時的な支出が発生した場合には、みやちゅう応援団基金会員の協議をもって決定する。

- 2 決算書類は委員長が作成し、監査委員の意見を付し、みやちゅう応援団基金会で審議を

行い、議決を経なければならない。

(繰越金)

第11条 事業年度末における余剰金は、全額を次年度への繰越金とする。

(規則の改定)

第12条 この規則の改定は、みやちゅう応援団基金会において出席委員の3分の2以上の賛成を得なければ変更することができない。

(基金の廃止)

第13条 基金の廃止は、みやちゅう応援団基金会員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

附則

1 この規則は平成21年11月13日から施行する。